

# 福岡県公報

平成二十三年五月二十七日  
第三千二百五十九号  
増刊 ①

## 目次

再掲

## 再掲

○福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局議事課) …………… 一

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年五月十六日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第二十三号

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡県議会委員会条例(昭和三十二年福岡県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表文教委員会の項及び警察委員会の項中「十一人」を「十人」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。